

第82号議案

令和4年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度南魚沼市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和4年度南魚沼市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文に次のなお書きを加える。

なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため企業債（資本費平準化債（未利用施設の支払利息））77,900千円を、用途廃止施設の処分に要する経費に充てるため企業債（公営企業施設等整理債）38,500千円を借り入れる。

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「954,683千円」を「980,133千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	2,014,350千円	△25,450千円	1,988,900千円
第1項 企 業 債	1,154,750千円	△25,450千円	1,129,300千円
（補正しない項の額）	859,600千円	0千円	859,600千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

（補正前）

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	511,550	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府	借入れの年から据置期間を含み40年以内に償還するものとする。そ

資 本 費 平 準 化 債	604,700	資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	の他借入先の融資条件に従う。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
公営企業施設 等 整 理 債	38,500		

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	516,300	変更なし	変更なし	変更なし
資 本 費 平 準 化 債	690,900			
公営企業施設 等 整 理 債	変更なし			

令和4年12月5日提出

南魚沼市長 林 茂 男